

回顧録

名古屋大学医学部紛争正常化への道程

加藤延夫

一 序にかえて

二 医学部紛争の発端から

昭和四十三（一九六八）年九月の小笠原一夫教授辞職まで（加藤延夫婦国前）

三 小笠原一夫教授辞職後の医学部紛争の推移（加藤延夫婦国後）

（一）名古屋大学医学部非常勤講師の期間―昭和四十五（一九七〇）年十月まで―

（二）昭和四十五（一九七〇）年十月の名古屋大学医学部細菌学助教教授就任以後

（三）昭和四十七（一九七二）年三月二〇日の二教授処分に関する名古屋大学評議会の審決以後

四 昭和四十八（一九七三）年十一月の名古屋大学医学部細菌学教授就任以後

（一）教授選考の促進

（二）医学部における教育・研究の経済的危機に直面して

（三）細菌学教室の再建

五 昭和五十一（一九七六）年四月の名古屋大学医学部長就任以後

（一）研究施設及び病院教授と講座教授との間の差別の撤廃

（二）医学部紛争正常化の実現

（三）医学部長（一期目）の任を終えて

（四）医学部紛争正常化後の発展

六 結びにかえて

## 一 序にかえて

名古屋大学の歴史の源流を辿ると、明治四（一八七二）年五月に名古屋藩（尾張藩の後身）が元評定所跡に仮病院を、ついで元町役場跡に病院附属の仮医学校を設置した時点まで遡ることができる〔注『名古屋大学医学部九十年史』（名古屋大学医学部学友会第五十二回学友会発行、一九六一年十一月十九日）二二六―二三二頁〕。通例、名古屋大学医学部、ひいては名古屋大学全体の歴史の原点はここにおかれているので、平成二十六（二〇一四）年五月には一四三年の歴史を経ることになる。

名古屋大学医学部の歴史上特筆すべき最大の紛争事件は、昭和四十二年に起きたいわゆる「医学部紛争」である。この医学部紛争は、小児科学教授選考に端を発し、完全解決までに九年を要し、教授選考の人事が停滞したため、昭和四十六年度当初には十九講座の教授が空席になるという異常事態を招いた。この医学部紛争は、ほぼ時を同じくして全国的に起きた、大学紛争の大きなうねりと重なって複雑化した結果遷延化し、正常化に長期間を要したことも否めない。名古屋大学史編集委員会が名誉教授を対象として行った、「在職中最も記憶に残る事項および名古屋大学史を編集する際に不可欠であると思われる事項」についての問い合わせに対して、医学部名誉教授の多くが医学部紛争を第一にあげたことから、その印象が強烈であり、その影響が重大であったことがうかがえる〔注『稿本名古屋大学医学部百拾五年史』名古屋大学医学部名古屋大学史（医学部）編集委員会編、序文〕。

医学部紛争の発端となった昭和四十二年の前年の四月に、細菌学の小笠原一夫教授が医学部長に就任しており、紛争の発端と激化に小笠原医学部長が深く関った。筆者は、昭和二十五年四月に名古屋大学医学部に入学し、細菌

学実習を契機として病原性微生物に強い関心を抱くようになり、細菌学教室に入りを許され、当時の米田正彦大学院特別研究生（後に、名古屋市立大学医学部微生物学助教教授、大阪大学微生物病研究所教授、故人）や蜂須賀養悦助手（後に、名古屋市立大学医学部微生物学助教教授、教授、医学部長、学長、故人）の研究室で、学生時代の大半を過ごした。医学部を卒業し、一年間のインターンの後、戦後の学制改革で昭和三十四年度に発足した大学院医学研究科に入り、当時の内科学第一講座で血液内科を専攻した。大学院修了後、小笠原教授の強い勧めもあり、細菌学助手となり、再び病原微生物研究の道に戻った。昭和三十八年九月に、創設間もない愛知学院大学歯学部微生物講座に助教として移籍したが、研究はそれまで通り名古屋大学医学部細菌学教室の研究室で行った。そして紛争発端のおよそ三カ月前の昭和四十二年一月初旬、当時の西ドイツのフンボルト財団奨学生としてギーセン大学医学部ウイルス学教室に移った。

ギーセンでの生活にも慣れ、研究も順調に進展し始めたその年の四月頃、名古屋大学医学部細菌学教室からの便りで、小児科学教授選考が紛糾し、医学部がただならぬ状況に陥りつつあることを知った。事態はさらに深刻の度合いを深め、昭和四十二年十月十八日には小笠原医学部長が辞任し、眼科の小島克教授が医学部長事務取扱に就いた。医学部紛争の経過については後述するが、不明朗な小児科学教授選考問題の解明のために、医学部内には教職員組合（教職組）、副手会、大学院自治会、研修医会、学生会から成る五者協議会（五者協）が結成された。五者協は、小笠原、阿多実茂、竹島登の三教授が学外者と結託して学部自治を侵害したとして、辞任を要求した。昭和四十三年五月にはさらに風雲急を告げ、六月六日には、三教授が自発的に辞任を申し出ないときは、六月十九日の教授会で分限免職を決定するとの結論に到達した。その結果、小笠原教授は八月五日に辞表を提出した（実際の退職日は九月五日）。阿多、竹島二教授は辞表提出を拒んだため、八月七日の教授会は二人の分限免職処分を大学

評議会上に申すことを決めた。

筆者のギーセン留学後、細菌学教室には小笠原教授のほか、教官三名（講師一名、助手二名）と大学院生三名が在籍していた。教官三名は、結局小笠原教授辞職後、大学を去った。大学院生の三名は、太田不二人（大学院修了後、病院検査部細菌・血清室助手、後に内科に転じ、内科医院開業、故人）小林卓（大学院修了後、細菌学助手、富山県衛生研究所長を経て、内科に転じ、内科医院開業、故人）、中島泉（大学院修了後、細菌学助手、助教授、免疫学教授、医学部長、名古屋大学副総長。名古屋大学退職後、中部大学副学長）であった。かくして、細菌学教室には教育責任者のみならず、担当者も不在の異常事態となった。

後に詳しく述べるが、太田、小林兩名は、細菌学教室のこの非常時に際し、この異常事態に対する緊急対策を速やかに立てるべく、小島医学部長事務取扱や教職組幹部と協議し、ギーセン滞在中の筆者に昭和四十三年八月中の帰国を要請してきた。同時に、筆者の返事を待つ間に、名古屋大学医学部から愛知学院大学へ、名古屋大学医学部非常勤講師の割愛願が出され、辞令が交付されていたことを帰国後知った。八月中に帰国するようにとの矢の催促の手紙が来るようになった頃、筆者をギーセン大学に招いてくれたエツガース教授から、留学三年目となる昭和四十四年一月からはフンボルト財団の奨学金は支給されなくなるので、大学の正規のスタッフになるための必要書類を用意するよう言われていた。研究も日本にいたときより順調に進展し、研究費の心配も不要であった。エツガース教授は常々冗談まじりに「ウイルスのタイトレーション（定量）にタイガーを使いたいと言われると困るが、それ以外は研究費の使用制限はない」と言ってくれていた。

太田と小林からの頻回の詳細な手紙により、名古屋大学医学部及び同細菌学研究室の状況はつぶさに分っており、現状が研究に専念できる環境とは程遠いことも予想できた。だからこそ、帰国要請に応えるべきか否か大いに悩ん

だ。このままギーセンに留まって研究に専念するか、帰国して名古屋大学医学部の細菌学教育を担当するか二者択一であった。ウイルス増殖機構と抗ウイルス剤作用機構について新事実の発見もあり、研究者としての評価も上ってきているように感じていたので、当初は前者の選択こそが、病原微生物学研究を生涯の目的と思い定めた自身の正しい選択であるとの確信が心の中を占めていた。しかし、日と共にこの確信がゆらぎ始めるのを感じた。他大学に籍をおいている身でありながら、名古屋大学医学部細菌学教育担当者として期待され、帰国要請を受けたのを蹴った場合、多くの人の期待を裏切るだけでなく、病原微生物学研究を志したとき、手ほどきを受けた恩義ある研究室の荒廃の危機を看過して、救いの手も差し出さなかつた人でなしに墮するのではないか、との思いが次第に台頭してきたのである。そして九月末、エッグガス教授からの三年目以降もギーセン大学に留まるようにとの要請を断り、名古屋大学医学部後期の授業に間に合うように昭和四十三年十月二十四日に帰国する決意を固めた。

かくして、医学部紛争の渦中に身を投ずることになるのである。医学部紛争については、その解決までの経緯を含めて、『名古屋大学五十年史 部局史一』（名古屋大学史編集委員会編、一九八九年十月二十一日発行）六九二―七〇八頁、『稿本名古屋大学医学部百拾五年史』（名古屋大学医学部名古屋大学史（医学部）編集委員会編、一九八八年十一月十日発行）六一―七八頁、『名古屋大学五十年史 通史二』（名古屋大学史編集委員会編、一九九五年十月三十一日発行）六三〇―六四三頁に掲載されている。そのほかに、医学部紛争を五者協による名古屋大学医学部民主化運動という視点から詳細に記載した神谷昭典（紛争当時、名大医学部公衆衛生学助手、後に講師、助教授を経て、中京女子大学教授）の著作がある（注『日本近代医学の展望 医学系大学民主化の課題』二〇〇六年七月一日発行、新協出版、二一六―二六七頁）。これらの記録を幾度となく読み返すと、その都度新しい感慨と大学改革のヒントを読み取ることができる。それとともに、帰国後医学部紛争の正常化に直接携り、その成否が名

古屋大学医学部の存亡を決するという緊迫した時代を生きた者として、医学部紛争正常化への道程を記述しておくことも必要ではないかと考えるに至った。

## 二 医学部紛争の発端から昭和四十三（一九六八）年九月の小笠原一夫教授辞職まで（加藤延夫帰国前）

本稿は、医学部紛争正常化の道程について自伝的考察を述べるのが目的なので、医学部紛争そのものの詳細は前記の文献に譲り、要点の記述にとどめる。

昭和四十一年三月に停年退職した小児科学中江亮一教授の後任教授選考が行われ、同年七月、四人の候補から最終候補が決定されたが、その候補者が辞退した。従来の三候補に新しい候補一名を加えて選考を再開し、昭和四十二年四月二十六日に選挙が行われ、新しく追加された候補が最高票を得たが、決定条件である投票数の過半数に達しなかった。五月十日、上位二名について決選投票が行われ、同じ候補が最高票を得たが、再び過半数に達しなかった。五月三十一日、教授会は白票は無効とみなすという新しい条件を付して三度目の決戦投票を行い、一票差でその候補（聖路加病院山本高治郎）を後任教授の最終候補と決定した。三度の決戦投票で二位だったのは、鈴木栄（名古屋大学医学部小児科学助教授、医学部紛争正常化後小児科学教授に就任）であった。

この時の選考には、当初の四名の第一次候補の中には含まれていなかった新しい候補が最終候補に決ったこと、決定直前に、白票を無効とするという選考開始時にはない新しいルールを導入したことなど、疑問点が少なくなかつ

た。そのために、学内各層から成る五者協が組織されて、全学懇談会を開き、選考経過について教授会に説明を求めたが、その回答は五者協の疑問を解消するには程遠い内容で、五者協は納得しなかった。その結果、五者協は小笠原医学部長の不信任と小児科学教授選考白紙撤回要求を教授会につきつけるに至った。その結果、前に述べたように、同年十月十八日、小笠原は医学部長を辞任し、眼科学の小島克教授が医学部長事務取扱に就いた。

小笠原は医学部長辞任の前から、かつて小笠原のもとで長く助教を務めた阿多実茂（当時、医学部附属医真菌研究施設教授）と竹島登（当時、麻酔学教授）に命じて、一旦決定した小児科教授の発令が決定通り行われるよう、種々の運動を展開した節がある。その中で五者協が特に問題にしたのは、阿多と同期（昭和十六年十二月名古屋帝國大学医学部卒業）の外科開業医師が、結果的には小笠原の意に沿うような激しい運動を行った点であった。このことが明るみに出た昭和四十三年一月三十一日を境にして五者協の態度は硬化し、小児科学教授選考白紙還元とともに、上記三教授辞任要求の方針で固まった。二月五日以後、連日教授会が開かれ、二月八日に学生会がストに突入すると共に、卒業試験のポイコットの挙に出た。二月十四日、教授会は五者協の主張する二つの要求を認めた。

この緊迫した時期にも拘らず小笠原は、細菌学教室OBの組織である同門会有志等に命じて反撃のための嘆願書作りを計画し、全教授と教職組構成員に配布したりなどした。筆者の帰国後、教務学生掛から小笠原宛に出された昭和四十三年三月五日実施の細菌学の学士試験の通知書が残されているのが見付かったが、その通知書の余白に、小笠原の筆跡の鉛筆書きで、「二月五日全学生拒否の由（教授会出席中）。但し当日受験のため入室したるものあるも物理的排除をうけた（山田講師）」とあった。また、同書類に「二十一日教授会、沈んでいる。伊藤、八木、田内―発言に勢よくない」などの走り書きもあった。別の箇所には「誹謗したことを否定して名誉をカイ復する」の文言も見える。最後の文言の意味は定かではないが、状況判断に余り深刻さがなく、事実を否定すれば、事態は小



笠原にとつて好転するとの認識があつたと思われる。

しかし、この小笠原の認識とは裏腹に、事態は深刻さを増して行つた。同年五月十日には第三回全学懇談会が開催され、五者協より教授会に、六月初までに前記の二項目について最終結論を出さなければストに突入するとの最後通告がなされた。これに対し、小笠原はマスコミに、今般問題にされている件については身に覚えがないとする声明文を発表した。教授会は、五月二十九日、三十日、三十一日の三日間連続して開いてこの問題を審議し、六月六日には三教授に辞職勧告を行い、六月十日までに自発的に辞職を申し出ないときは、教授として不適格という理由により、六月十九日の教授会で三教授の分限免職を大学評議会に上申することを決定した。三教授からの辞表提出はなく、六月十九日に分限免職上申が決定された。その頃小笠原は、同期生（昭和八年三月名古屋医科大学卒業）の岡本一男が院長を務めていた静岡済生会病院に入院した。その後自宅に戻つた小笠原を、八月四日に小島医学部長事務取扱が分限免職理由書を持つて訪問し、辞職を勧めた結果、翌八月五日付の辞表が提出された（退職日は九月五日となつた）。八月七日、教授会は阿多、竹島二教授の分限免職上申を決定し、全教授は辞表を医学部長事務取扱に提出した。

小笠原教授の辞職前から細菌学教室に所属する六人の教室員の間で、教室改革に向けて議論が始まつていた。小笠原の辞表提出が明らかになつてからは、それまで小笠原の命令を受けたり、意を汲んだりして、結果的に小笠原擁護の言動に終始していた一講師、二助手の三名はそれぞれ欠勤したり、入院したり、無言を貫いたりした後、教室に現われなくなつた。残された太田、小林、中島の三名は、細菌学教育責任者が不在になるといふ非常事態の緊急対応と教室再建の道を模索し始めた。太田、小林両名は小島医学部長事務取扱と協議を重ね、神谷昭典教職組副組合長等幹部とも協議し、次の結論を得た。①教室に姿を現わさなくなつた三名には辞職勧告を行う。②昭和

四十三年十月下旬以降の後期に予定されている細菌学教育を担当してもらうため、ギーセン大学留学中の筆者に急ぎ帰国を要請する。細菌学教室員としては、教授会が加藤に帰国要請を行うことが望ましい（現実にはこのようになされたか否かは不明のまま）。筆者の帰国後、教授選考を開始する。教授選考内規の改訂が間に合わなければ、助教授選考を始める。③筆者に八月中に帰国するよう要請する。筆者は当時愛知学院大学歯学部微生物学助教授の身分であったので、九月一日付にて名古屋大学医学部非常勤講師の割愛を愛知学院大学に要請する。これらの結論は実行に移され、細菌学教室の一講師、二助手の三名は、筆者が帰国する迄の間に大学を去った。

医学部紛争発生以後五者協は、かかる紛争の発生は、教授に絶対的権力が集中する封建的体質が医学部に根強く残っていることに起因するものであると考えた。それだけでなく、以前から教授会内に二つの派閥があり、教授選考の度毎に水面下で派閥間の熾烈な争いが繰り広げられていたとの批判も医学部内に広がっていた。医学部の民主化を果すためには、教授以外の教官を教授会に加える「拡大教授会」の実現、教授会に学部内の意見を反映するため、教授会側委員と五者協委員の協議の場である「医学部運営協議会」の設置、新しい「教授選考内規」の制定、の三項目が五者協の目標となった。

「拡大教授会」案は、筆者の帰国前の昭和四十三年六月六日の教授会にて承認され、翌年二月五日に「拡大教授会要綱案」が承認された。しかし、その後五者協内部で、五者協構成員が管理体制側に入るとは医学部民主化運動の障害になるのではないかとの異論が出て、結局実現が見送られた。「医学部運営協議会」は実現し、昭和四十三年七月三十一日に第一回が開かれ、原則として教授会の一週間前に開催されるようになった。

五者協が医学部民主化の要として重視した「新しい教授選考内規」は、選考過程に不明朗な運動の入り込む余地はなく公正に実施されることと、学内各層の意見が反映されることを目指して案が作成された。この案は同年七月

に、学生会を除く五者協構成組織により批准されたが、学生会は発令に至るすべての段階での異議申し立て権を主張したため、意見の集約が出来ないまま時間が経過した。

ギーセンの筆者の許に、細菌学教室の太田、小林から、緊迫した名古屋大学医学部及び細菌学教室の情勢の報告と八月中の帰国要請の手紙が相次いで到着した。三名の教員が去った細菌学教室では太田が医局長、小林が教職組代議員となり、筆者の帰国後の受入れの準備が整いつつある旨が伝えられた。医学部及び細菌学教室の危機的状況を知らされていても八月中の帰国は不可能で、九月中に実験を終了し、前述のように十月二十四日に帰国できるように準備を始めた。

帰国後、一年十カ月ぶりに以前使っていた研究室に足を踏み入れたときの不安と決意の交錯した感慨は生涯忘れることができない。研究室の中は、西ドイツへ出発する前、最後に出て行ったときのままの状態で、机上の機器類や椅子の位置までも寸分変わらず以前のままであった。名古屋大学医学部と細菌学教室の中を吹き荒れた激動の嵐の痕跡は研究室の中にはなかった。

### 三 小笠原一夫教授辞職後の医学部紛争の推移（加藤延夫帰国後）

(一) 名古屋大学医学部非常勤講師の期間—昭和四十五（一九七〇）年十月まで—

帰国後の筆者の生活は、名古屋大学医学部での細菌学講義、実習に加えて、本務の愛知学院大学歯学部微生物

学講義の担当もあり、研究に専念できたギーセンでの生活とは一変した。事前に聞かされていたとおり、名古屋大学医学部非常勤講師の辞令は九月一日に出ていた。従って、愛知学院大学歯学部助教授、名古屋大学医学部非常勤講師という立場で、名古屋大学医学部細菌学教育の責任を負うという変則的活動が始まった。

帰国の翌年昭和四十四年から昭和四十五年にかけて、全国的大学紛争の嵐が吹き荒れ、全国の多くの大学は試練のときを迎えた。闘争路線の異なる学生セクト間の対立の激化が大学紛争の長期化の原因ともなった。

昭和四十四年二月二十七日、大部分が他大学学生からなる赤ヘル集団（社会主義学生同盟団）が角材を持って医学部に押し寄せ、学生サークル室を占拠し、そこから道を隔てた名古屋工業大学に侵入しようとしたが阻止された。この集団は、医学部構内で「五者協粉砕、民生殺せ」などと叫んでデモ行進したが、翌二十八日未明、医学部学生百余名により排除されるという一幕もあった。

名古屋大学は国立七大学（旧七帝大）の中で唯一、昭和四十四年度の入試、入学式を実施することができたが、その直後の四月下旬から紛争の波が名古屋大学東山地区に押し寄せ始め、十二月二十三日の警察機動隊導入により終結するまで続いた（注『名古屋大学五十年史 部局史』六四三―六五九頁）。東山地区の大学紛争の余波は遅れて医学部にも押し寄せ、同年十一月十三日未明に医学部管理棟が医学部学生約二〇名により封鎖された。しかし、この封鎖は、警察の手を借りるまでもなく、五者協及び医学部職員組合らにより解除された。

全国的大学紛争の象徴でもあった全共闘系学生がたてこもった東京大学安田講堂は、昭和四十五年一月に警察機動隊により落城した。これを機に、全国的大学紛争も終息に向ったが、医学部紛争の解決と医学部改革を模索していた名古屋大学医学部にとって、全国的大学紛争の波及は大きな痛手であった。

「新しい教授選考内規」の制定の遅れは、当然教授空席の増加という深刻な事態をひき起した。筆者の帰国した

昭和四十三年十月末の教授空席講座は七であつたが、停年による退職教授数は昭和四十四年三月に四、同四十五年三月に三であつた。教授選考が停滞したままだと、昭和四十五年四月には教授空席講座数十四に及ぶという、大学にとつて危機的局面を迎えることが予想された。昭和四十四年度設置が認可されていた脳神経外科学の教授も未だ選考されていなかった。それを含めて教授定数は三六であつたが、癌研究施設ウイルス部門松本利貞（昭和三十七年度就任）、無菌動物研究施設第二部門永田育也（昭和三十九年度就任）、医真菌研究施設阿多実茂（昭和四十年年度就任）の三教授は、就任時から教授会構成員としないという条件で選考されたため、教授会の定数は三三であつた。さらに、昭和四十六年三月には四講座の教授が停年退職となるため、そのときまで教授選考の停滞が続くことになれば空席が一九となり、教授会定数三三の過半数を超えるという危機が迫つていた。加えるに、その後の昭和五十一年三月までの五年間に七講座の教授が停年を迎える事態も迫つていた。

五者協は、学生会の要求を入れて異議申し立て条項を加えた五者協教授選考内規最終案をまとめ、五者協全組織が批准を終えたのは昭和四十五年六月であつた。かねて昭和四十五年十一月より、教授会は五者協側に、教授選考内規の決定と空席教授の選考開始を強く促してきた。昭和四十五年十月、教授会は、内規改訂委員会を設けて内規改訂の作業を進めながら、先ず二講座（薬理学、脳神経外科学）の教授選考を進めることとした。そして、昭和四十五年十二月十六日「教授選考暫定内規」を決定し、四十六年一月二十日、五者協案の精神を尊重してこの暫定内規によつて教授選考を進めたいので、学内各層の協力を要請する旨の声明を発表した。五者協は昭和四十六年二月二十三日、全員投票を行い、教授会声明による教授選考開始の提案に同意した。昭和四十一年四月に小児科学教授が空席になつて以後、およそ五年の歳月が流れていた。

(二) 昭和四十五年(一九七〇)年十月の名古屋大学医学部細菌学助教授就任以後

細菌学教室では、筆者帰国後も教授及び助教授共に不在という異常状態が続いていた。この状態を解消するためには教授会は細菌学助教授選考を行うことを決めた。しかし当時、助教授選考内規についても教授選考内規発効後改訂を行う予定であったので、抛るべき助教授選考規定がなく、検討しつづつあった教授選考内規五者協案を適用して行われた。従って、このときの助教授選考は新しい方式による教授選考の試行のような形となった。そのためもあって、最終決定まで長い期間を要し、筆者が名古屋大学助教授の辞令を受け取ったのは、帰国後およそ二年を経た昭和四十五年十月十六日であった。

名古屋大学医学部非常勤講師の立場で細菌学教育の責任を負っていたこの二年間の苦悩と焦燥感は、筆舌に尽くし難いものがあった。学部運営のすべてが遅滞し、時間がかかり過ぎた。欠員の多い教授会は、二教授の分限免職を大学評議会に上申し、まだその結論が出ていない中途半端な時期でもあり、すべてに慎重で無力に見えた。五者協が作成した部局長(医学部長、病院長、分院長)選考内規最終案は昭和四十五年二月二十二日にまとめられていたが、教授会はそれを認めず、正規の部局長の選考もできない状況であった。そのようなときの助教授就任であり、しかも尋常でない時の流れを経た後でもあり、特別の感慨を覚え、『名大醫學部學友時報』二五三号(一九七〇年十一月二十二日)に「所感―細菌学助教授就任挨拶」と題する一文を草した。

筆者は助教授就任後、細菌学教室内にとどまらず、できるだけ多くの機会をとらえて、医学部運営の混乱と停滞からの脱却、医学部紛争正常化というマイナス部分の回復を成し遂げ、そのうえ未来の大いなる発展を期して、全医学部構成員が結束し得る状況を一日も早く作ることが肝要である旨を主張した。そのこともあつてか筆者は、昭

和四十六年度前期（五、十一月）の医学部教職員組合（教職組）の組合長に推された。迷った末、自分の主張を實現するのに一役買うことができるのではないかと考え、受諾した。

教職組では、各教室から選出された各一名の代議員からなる代議員会が、重要議題の審議の場であった。組合長のもとに、二名の副組合長、書記長、数名の執行委員が教職組の執行機関となった。筆者は、組合長に就任後、焦眉の急を要する第一の目標として、教授空席ゼロの状態を可能な限り早期に実現するために、教授選考を着実に促進することを念頭においた。それと共に目指したのは、事務取扱ではなく正規の医学部長、病院長、分院長を選考できる状況の実現であった。医学部及び附属病院を代表する医学部長と病院長の職名の下に事務取扱の字が消えないうちは、名古屋大学医学部全体が依然として異常状態にあることを天下に示しているようなものであると常々考えていたので、一刻も早くこの異常状態から脱却することが必須と考えたのである。

組合長の任期は半年間で、筆者は昭和四十六年五月から十一月の間務めた。十一月、その任を次期組合長に引継ぐにあたり、この半年間の活動の総括を、名古屋大学医学部教職組発行の教職組ニュースに載せた。その原稿が残されているので、それに基づいて組合長任期中の活動状況の概要を述べる。

(A) 教授選考を進めるための討議結果ととりきめ

① 教授選考を開始する教室を決めるための方針

昭和四十六年四月始めの時点では、脳神経外科学、薬理学両講座の教授選考は終了していた。脳神経外科学教授は同年五月十五日就任、薬理学教授は六月一日就任した。脳神経外科学は昭和四十四年度に新しく認可された講座で、二年

一カ月余の空席後の教授就任であつた。薬理学は、前教授停年退職後四年二カ月の空席期間を経ていた。この両講座の教授選考は、新しい選考内規の始めての適用であつたため、昭和四十五年下半期の教職組執行部が作成した両講座の教授選考の総括に盛り込まれた経験と反省に基づいて、次の教授選考を行う教室を選定する方針について討議を行い、次の結論に達した。

当面、当該講座の自主性を尊重して、教授選考を遂行する意思と態勢のある教室から行うこととするが、次の三原則の実現に努力しなければならない。即ち⑦教授空席期間の長い講座から選考を行う。⑧昭和四十七年三月に教授が停年退職する講座は、内規の通り、その半年前に選考を開始する。⑨複数講座からなる内科学、外科学講座の教授選考は、教授の専攻領域など他講座の選考に比べて事前に検討すべきことが多いが、⑦の原則の例外としない。

## ②教授選考委員の推挙および選挙に関する討議結果

### (i) 当該教室委員の取扱について

次の原則が確認された。⑦その領域の専門家として、また教室の意見を反映するため委員として参加すべきである。①しかし、投票権を持つ正委員には入るべきではない。④当該教室委員が参加していても、当該教室の意見が十分聴かれたと判断するのではなく、当該教室の意見の反映のために他の方法も十分考慮されるべきである。

(ii) 選考委員を推挙および選挙するための具体的条件について検討し結論を出した。詳細は省略するが、主なものは次のとおりである。当該教室以外の非当該委員の推挙にあたっては、特定教室に片寄らず、広く候補者を推挙することが望ましい。年齢、職階などに条件をつけないこと、基礎・臨床の配分について特別な考慮を払わない。選考委員に欠員が生じた場合は次点をくり上げる。



③今後教授選考を希望する場合の手続き

多くの教授空席講座があるなかで、教授選考の開始を希望する場合、それを提起するルートがまちまちであったので、討議の結果次のような手続きによることとした。⑦教授選考の開始を希望する旨を文書として医学部長に提出する。④学部長はこの文書を学内各層に提示して意見を聞き、それを十分参考にして教授会は方針を決める。

(B) 昭和四十六年度前半期の教授選考過程

①耳鼻咽喉科学、精神医学両講座の教授選考

昭和四十五年五、六月の教職組代議員会において教室空席教室の意見の集約が積極的に行われた結果、耳鼻咽喉科学、精神医学、細菌学の三講座が教授選考を行い得るとの結論に達した。細菌学講座については当該教室の助教授(筆者)が教職組組合長に選出されたため、執行委員会での討議の結果、組合長交代の時期まで発足を延ばすべきであると結論に達した。

②外科学教授選考

昭和四十六年九月の執行委員会に、両外科あり方委員会から外科学第一および第二両講座教授選考の開始の要望が提出された。具体的な要望事項として、⑦両外科の教授選考を同時に始めること。④両外科教授の専門分野の重複を避けること。⑤外科学講座の専門別再編成などの課題は、選考活動を進めながら、教授選考委員会の要請に応じて明らかにして行く。執行委員会、代議員会においてこれらの要望について討議を行った結果、外科あり方委員会の提案を了承し、

教授選考の開始を決定した。

### ③細菌学、解剖学第一両講座の教授選考

解剖学第一講座の教授が昭和四十七年三月に停年退職するので、内規の規定に従い六カ月前より選考を開始することが執行委員会、代議員会で討議され、決定した。また、細菌学講座については前述の如く、助教授が教職組組合長の職を離れる同年十一月以降開始することも決定した。

### ④小児科学教授選考

小児科学講座は教授空席期間の最も長い講座であり、医学部紛争の発端となった講座でもある。この講座の教授選考の開始と完了は、医学部紛争の正常化に向けての重要な象徴的段階であると考えられていた。前述の、教授空席期間の長い講座から選考を行うという第一原則に従って、昭和四十六年六月に教職組執行部から小児科学教室に対して、教授選考を実施できる態勢を固めるよう要請がなされた。同年九月末、小児科学教室より教授選考開始の希望が教職組執行部に伝えられ、その希望を実現すべく執行委員会で討議が行われている。

### ⑤内科学教授選考

三つの内科学講座は、合同問題、臓器別再編問題を抱えているため教授選考の開始が遅れているので、執行委員会で討議の結果、何らかの促進策が必要であるとの結論に達した。とりあえず、医学部運営協議会において、内科合同問題と教授選考について内科関係者からの中間報告を求めることになった。その結果では、教授選考開始までにお相当地な

期間を要する印象であつたので、運営協において引き続き内科関係者との討議を積極的にくり返していくことが必要であると考えられた。

(C) 部局長選挙について

昭和四十六年六月二十三日の医学部運営協議会（運営協）において、医学部長事務取扱から、五者協の批准した部局長選挙内規のうち、次の二点を修正した部局長選挙暫定内規が提案された。

第7条 教授会は、全員投票による第一位及び第二位の得票者について医学部長選出の選挙を行う。

この条文の傍線部分を↓の結果を参考にしてと修正。

第10条 この内規の改正は、第4条に定める各層の組織の合意を経て、教授会の3分の2以上の議決により行う。

この条文の傍線部分を↓協議と修正。

この暫定内規について、教職組を始め学内階層で検討が行われ次の結論に達した。⑦教授会のみで決める医学部事務取扱の選挙は避けるべきである。④正規の医学部長の長期空席は望ましくないので早急に全学部的意思を反映した部局長選挙を行うべきである。⑤五者協批准案の精神を尊重して選考が実施されるならば、多少の字句の修正は止むを得ない。

その結果昭和四十六年一月十日、教授会はこの暫定内規を決定し、十二月一日の運営協において部局長選挙の日程が決定された。かくして、昭和四十七年度から正規の医学部長が選出される途がつけられるに至った。実に、昭和四十二年十月十八日の小笠原医学部長辞任後四年以上経過していた。

以上、筆者が名大医学部教職組組合長の任にあったときの活動の総括の概要である。現在では忘れ去られた歴史の一駒にすぎない部分も含まれているが、当時の状況の理解のためにそれらについてもあえて具体的に述べた。最も精力を注いだのは、教授選考の促進と、正規の医学部長、病院長、分院長選出のための部局長選考内規の整備であった。幸いにして、五者協を構成する各組織の構成員、及び医学部職員組合の理解と積極的協力も得られ、意図した目標に近づくことができた。それだけではなく、名古屋大学医学部に籍をおくすべての人達が、名古屋大学医学部の危機的状況を憂慮し、一日も早い正常化と、それを達成した後の大いなる発展を心から期待し、熱望していることを毎日肌で感ずることができた。この期待と熱望に応えるべく、さらなる努力を傾注するという、緊密な協力関係が相乗効果をもたらし、組合長就任時危惧し、予想したよりも実り多い結果が得られたと考えられる。

また、医学部紛争というあつものに懲りてなますを吹く風潮が当時の名古屋大学医学部内にび漫しており、新しいこと、前例のないことに向けて踏み出そうとするとき、有形、無形の抵抗がないわけではなかったが、相互の信頼感によりその抵抗を乗り越えられることも学んだ。

長い間事務取扱のままであった部局長も先に述べたように正式に選考が行われ、昭和四十七年四月一日付で、石塚直隆医学部長、中川正病院長、小林快三分院長が就任した。

### (三) 昭和四十七(一九七二)年三月二〇日の二教授処分に関する名古屋大学評議会の審決以後

名古屋大学評議会は、昭和四十三年八月十七日に医学部教授会から阿多、竹島二教授を分限免職処分に付すことを求める上申書を受け取ると、同年十二月二十三日に七名の委員からなる調査委員会を設置した。調査委員会は

一七回の口頭審理、七七回の審査委員会、および各地への委員を派遣する調査活動を行い、昭和四十五年十月二日に報告書を評議会に提出した。評議会は、合計五一回の会議を経て、昭和四十七年三月三十日に「二教授は処分に相当しない」との最終結論を出した。通算三年七カ月余の審議を経た結果であった。辞職した小笠原を含め、「三教授が学外者と結託して公正であるべき小児科教授選考に介入し、大学の自治と自律を侵害した」とされた当学外者も既に死亡していた。

この審議会審決の結果を聞いたとき、筆者は医学部教職組組合長の任から離れていた。この審決に対して、医学部教授会と医学部七者協議会（五者協に医学部職員組合と医学部附設学校学生会が参加したもの）はそれぞれの抗議の声明書を発表した。教授会は、その対応策について審議を重ね、同年九月二十日その基本方針を表明した。その骨子は、二教授処分の再上申の立場はとり得ないこと、医学部紛争で生じた様々な異常状態から脱却し、医学部再建を最優先目標とすべきこと、阿多、竹島二教授の復権については両教授が復権の合意を求める態度を医学部構成員に対して示すこと、とするものであった。

しかし、この基本方針の最後の部分について、二教授からの反応はなく、二教授の処遇について解決の緒が得られないままさらに時が流れた。

この間、新しい教授選考内規による教授選考は、それぞれの選考に比較的長期間を要したが、次第に進捗した。昭和四十六年度の脳神経外科学、薬理学の両講座に次いで、四十七年度には耳鼻咽喉科学（四月）、精神医学（八月）、外科学第二（十一月）の三講座、四十八年度には、解剖学第一（五月）、外科学第一（六月）、細菌学（十一月）の三講座の教授が就任した。昭和四十六〜四十八年度の三年間に漸く合計八講座の教授が就任したことになる。この間に三人の教授が停年退職したので、昭和四十八年度末にお一四の教授空席が残った。昭和四十八年度には病

院検査部の専任教授席が認可されたが、この教授選考は同年度内に終り、四十九年四月に教授が就任した。かくして、筆者の細菌学講座教授就任が昭和四十八年十一月に実現した。ギーセンより帰国してから五年の歳月が流れていた。

教授就任時、医学部教授は筆者を含めて二二であったが、麻酔学教授は出席が許されておらず、三人の研究施設教授は教授会定数外の扱いであり、全員出席しても一八人という淋しい会であった。

#### 四 昭和四十八（一九七三）年十一月の名古屋大学医学部細菌学教授就任以後

筆者が教授会のメンバーになったときの医学部長は石塚直隆教授（産婦人科学）であったが、昭和四十九年度から田内久教授（病理学第二）が医学部長に就任した。田内医学部長の要請を受け、教授会と五者協の協議の場である運営協の教授会側委員となり、運営協議長を務めることになった。これまでより、直接的に医学部改革と学部運営の正常化に向けて力を発揮できる立場になった。

##### （一）教授選考の促進

先ず、第一に掲げた努力目標は、小児科学、内科学第一、二、三講座の教授選考委員会の発足と委員会審議の促進であった。小児科学教授選考は、医学部紛争の発端となった懸案の課題であり、内科学三講座の教授選考は内科合

同問題という、より難航が予想される課題の影に隠れて選考の開始が遅れていた。それぞれ選考委員会の発足までに時間がかかったが、選考は順調に進捗し、小児科学教授は昭和四十九年八月、内科学第一講座教授は昭和五〇年一月、同第二講座教授は同年四月、同第三講座教授は同年二月に就任した。小児科学と内科学三講座の教授空席の解消は医学部及び病院内のみならず、大学全体および対社会的にも、医学部が医学部紛争の混乱期から脱却し、正常化に近づきつつあることを印象づける効果があつた。

小児科学と内科学以外の教授空席についても、昭和四十六年度当初空席であつた所、それ以後空席になつた所いづれの場合も、教授選考の開始と選考委員会審議の促進の努力を続けた。その結果、法医学（昭和四十九年十月教授就任）、皮膚科学（同年六月）、眼科学（同年七月）、生理学第二（五十年四月）、泌尿器科学（同年五月）の教授選考が終了した。小児科学、内科学を含めて、昭和四十九、五十年度の二年間で、九講座の教授席が埋められた。

昭和五十一年四月、筆者は田内医学部長の後を受けて医学部長に就任し、教授会、運営協、教授選考委員会における教授選考に関する審議の一層の迅速化を図つた。新しい選考内規の精神とその運用方法が学部内に浸透したこともあつて、それぞれの教授選考の開始から決定までの期間も次第に短縮された。昭和五十一年度から五年間に次の新任教授が就任した。予防医学（五十一年六月）、生化学第二（同年八月）、解剖学第三（五十二年一月）、産婦人科学（同年四月）、公衆衛生学（同年五月）、病理学第二（五十三年一月）、病理学第一（同年三月）、無菌動物研究施設第二部門（五十四年一月）、医真菌研究施設（同年四月）、生理学第一（同年四月）、放射線医学（五十五年六月）。この放射線医学講座の教授就任により、懸案の教授空席はすべて解消された。教職組組合長として、医学部再建のためには教授選考を促進して教授空席の完全解消が焦眉の急務であることを主張して以来、その実現には九年余の歳月を要した。生理学第一講座では、昭和四十七年七月に高木健太郎前教授が名古屋市立大学長就任のた

め転出後、六年八カ月の空席期間があった。また、放射線医学講座では、昭和四十九年六月に高橋信次前教授が新設された浜松医科大学の副学長就任のため転出後、六年間の空席を経た教授就任であった。

## (二) 医学部における教育・研究の経済的危機に直面して

医学部紛争の処理が遅延し、教授空席が一時は教授会構成員の過半数を超える危機的状況になり、正規の医学部長選考ができず事務取扱のままの状態が続き、医学部教授会の管理運営能力は著しく弱体化した。また、医学部紛争発生後の医学部民主化のための改革の動きは、教授会主導ではなく、五者協の民主化運動と改革要請がその原動力になった。その意味では、紛争発生後の教授会は終始受動的な立場をとってきたと言わざるを得ない。そのことが、医学部紛争の長期化をもたらしただけでなく、様々の悪影響を生むことになった。その一つに医学部における教育・研究の経済的危機、すなわち教育・研究のための講座配分予算の激減があった。

昭和三十七年度に教授会は、講座関係事務系（技術系を含む）職員の配置定数の方針として、基礎医学系は一講座あたり三名、臨床医学系は一講座あたり一名（臨床医学講座は附属病院定員があるため）、そのほか解剖学の死体収集のための職員二名と、病理学の剖検、病理組織標本作製のための職員二名と定めた。この措置は、その年度に新増設された研究施設二部門関係の増員六名と別に定員増二十名、合計二十六名の増員がなされた実績と基礎医学振興に資するためにとられたものであった。

しかし、それ以後は講座関係事務系職員についての状況は一変した。昭和三十九、四十、四十一、四十二年度の新設四講座には事務系職員の定員は全く認められなかった。四十年度新設の研究施設に二名、四十一年度共通施設開



係に二名の増員が認められたが、昭和四十〜四十三年度の四年間の第一次定員削減等の措置により十一名減となり、四十七〜四十九年度の三年間の第二次定員削減のため更に七名減となった。昭和三十九年度以後の講座（研究施設部門を含む）関係事務系職員の設定認可状況の変化と度重なる定員削減にもかかわらず、昭和三十七年度の定数配置の基本方針は再検討されないまま生き続けた。そればかりか、各種委員会活動や事務量の増加に伴う人員の増加、共通施設関係人員の必要性の増加、図書館新設に伴う人員の補充などによって、昭和三十九年度より定員外の非常勤職員は急速に増加し、昭和四十六年度には五十五名に達した。非常勤職員給与も定員内職員に準じて支給されており、当時の給与の上昇率は校費全体の上昇率を遙かに上まわり、当然の結果として本来教育・研究費であるべき講座配分研究費は顕著に減少傾向を辿り、教育・研究の遂行上極めて憂慮すべき状況となった。

筆者は、昭和四十五年十月に細菌学助教として正式に名古屋大学医学部に復帰して初めてこの状況を知っていた。そして教職組組合長に就任し、医学部運営協に出席するようになって、講座関係事務系職員配置定数に関する当時の基本方針を再検討を加えないで、そのまま継続して予算配分を行う場合を試算すると、昭和五十年度的にいて講座配分教育・研究費はマイナスにならないことを警告し、方針変更を教授会に強く求めた。

昭和四十七年度から教授会は、昭和三十七年度に定めた基本方針にこだわらず、基礎医学系講座で一名欠員のままの状態を維持していた一部講座には人員の補充を行わず、一定額（人件費より下回る）の賃金還元をその年度に限り行うことにした。昭和四十七年度から非常勤職員数の増加は押さえられたにも拘わらず、給与の上昇に伴う必要経費の増加は医学部総予算の増加を上回り、講座配分予算は減少し続け、一層深刻な状態に立ち至った。昭和四十八年十月に教授会は、非常勤職員数の減少をはかるため、教務職員の空席定員を非常勤職員の定員内配置がえに暫定使用することを決めた。しかし、教務職員定数には限界があり、この措置による効果は必ずしも大きくはな

かった。この措置が決められた直後に筆者は教授会のメンバーになった。

筆者は、この教育・研究の経済的危機からの脱却を図るべく、この問題の徹底的再検討を行い、運営協議長の任にあつた昭和四十九年九月二十七日、「医学部における教育・研究の経済的危機に直面して」と題する事務系職員全体（講座関係と事務部門関係）に関する当面の改正方針案を田内医学部長に提出し、医学部長の了承を経て、同年十月二十三日に運営協に提出した。その改正案の詳細については割愛するが、要点は次のようなものであつた。

医学部事務系（技術系を含む）職員配置改正案（骨子）

(A) 改正案作成に際して根拠とした点

① 医学部事務系職員総数を定員のわく内に抑えることは極めて困難であるので、先ず第一次定数削減開始前の状態（定員数＋非常勤職員二四名）を目標とする。

② 基礎医学系（研究施設を含む）の事務職員は一講座あたり以前の名から二名に減らし、臨床医学系は一講座あたり一名のままとする。そのほか、解剖学、病理学の解剖関係要員各二名は維持する。その結果、講座関係事務系職員削減率は二五％となる。

③ 事務部の事務職員、現場関係事務系職員、中央的施設（アイソトープ研究室、純系動物飼育室、基礎動物室、臨床動物室、電子顕微鏡室、超遠心機室等）の事務系職員についても、講座関係事務職員と同程度の削減（二二～二九％）を行う。

④これらの削減率が達成されても、なお二四名の非常勤職員を必要とする。従って、本改正案に示した目標実現後の対策についても検討を続ける必要がある。

(B) 改正案を実現するための当面の基本方針

- ①定員の内外を問わず事務系職員の退職のあつた場合の新規採用を行わない。
- ②定員内職員の退職により定員に空席が生じた場合の補充には、学部内の非常勤職員を当てる。
- ③各講座、各施設、中央事務の係等の配置定数に欠員が生じた場合は、学部内の職員の配置換えにより補充を行う。
- ④各講座、研究施設、事務部門、各種委員会等の簡素化、事務量の縮小などを積極的に促進するよう、医学部全構成員が努力することが必要である。

この改正案は、教授会、学内各層、特に医学部職員組合も理解を示し、実行に移され、非常勤職員数は顕著に減少し始めた。その結果、講座配分予算の減少傾向に歯止めがかかり、教育・研究の経済的危機は回避されることになった。

(三) 細菌学教室の再建

筆者のドイツ滞在中の細菌学教室の状況、とりわけ紛争発生後、小笠原教授の指示に従って行動を共にしていた

講師一名、助手二名全員が、小笠原辞職後の筆者の帰国前に大学を去ったことは既に述べた。紛争発生時、大学院生であつた太田、小林、中島の三名が、筆者帰国までの間、細菌学教室の留守居役として教室を守つたことも前に述べた。

筆者の帰国後も、この三名が結束して、細菌学教育の充実、特に医学部学生の細菌学実習の実施と教室運営にあつて筆者に協力し、その協力的体制が細菌学教室の推進力となつた。昭和四十五年十月、筆者の助教就任後は新しい大学院生や研究生も細菌学教室の研究に参加するようになったが、その協力的体制が教室運営の中核であり続け、その状態は昭和四十八年十一月の筆者の教授就任まで続いた。教授就任後、太田、小林の両名は、細菌学教室を離れ、それぞれの道を歩んだ。中島は研究室に残り、後に細菌学助教を経て、新設された免疫学講座の教授となつた。細菌学教室の人事上、研究上の歴史の詳細については、既に発表されているので、それに譲る（注『名古屋大学五十年史 部局史』七四六―七五二頁、『稿本名古屋大学医学部百拾五年史』一五六―一六七頁）。

## 五 昭和五十一年（一九七六）年四月の名古屋大学医学部長就任以後

医学部紛争による教授選考の停滞により、昭和四十六年度初頭には十九講座の教授が空席になるという医学部史上前例のない異常な事態は、既に述べたように昭和四十六年度以降教授選考が進捗し、改善の方向に転じた。しかし、阿多、竹島二教授の復権については、何等の進展もなかつた。昭和四十九年四月から五十一年三月まで二年間医学部長を務めた田内教授は、昭和四十七年九月二十日の教授会で決められた三教授問題を解決する基本方針のうち「兩

教授が復権について合意を求める態度を医学部構成員に向かって示すことが必要」という点が最も重要と考え、検討を重ねた。具体的に両教授がどのような行動と態度を示せば、五者協が復権に同意するのかなどについて、種々の方法を考え、努力を傾けたが成功するに至らなかった。当時医学部運営協議長であった筆者は、田内医学部長の要請により、両教授が医学部構成員に提示すべき、反省の意を込め復権を求める文書原案を起草したこともあった。田内医学部長は先ずこの原案を当時の教職組組合長に示し、意見を求めたが、返事は芳しいものではなく、両教授に示す以前の段階で頓坐した。この経験から、そのような、いわば間接手法では目的が達成できないことを学んだ。

筆者は医学部長就任に際し、次のような目標からなる決意表明を行った（注『名大醫學部学友時報』三二六号、一九七六年五月二十二日）。①医学部紛争の正常化、②第二医系キャンパスとしての大幸地区の整備（看護学校、助産婦学校、診療放射線技師学校、臨床検査技師学校の医学部附設四学校の医療技術短期大学部への統合、附属病院分院の新築移転、歯学部の新設等）、③医学部紛争の結果、医学部の拡充、整備が大幅に遅れており、これまでの遅れを速やかに取り戻す。④医学部紛争は研究費の確保にも悪影響があり、その改善の努力が不可欠。

## （一）研究施設及び病院教授と講座教授との間の差別の撤廃

名古屋大学医学部では、昭和三十五年度に無菌動物研究施設が設置されて以後、三十七年度に癌研究施設ウイルス部門、三十八年度に無菌動物研究施設第二部門、四十年度に医真菌研究施設があい次いで設置された。このうち後三者には教授席が設置された。これらの研究施設教授は、当初より教授会の構成員としないという教授会の申合せに基づいて選考された。その申合せが、どのような議論の結果によるものなのか知る由もないが、その後の小見

科学教授選考で顕在化した教授会の派閥抗争が底流にあったのではないかと推察される。無菌動物研究施設第二部門の新設後のおよそ一年間の短期間を除き、研究施設の三教授席はすべて小笠原の主宰する細菌学教室の出身者で占められた。教授会の定員外とすることで、波乱の起きない教授選考を選択したのではないかと考えられる。

研究施設教授のみならず、昭和四十八年度に新設された病院検査部教授についても同様の措置が適用された。筆者より四カ月後に教授に就任した検査部教授は、そのことを知らされておらず、最初の日、教授会の前に開催される大学院研究科委員会が終了してもそのまま席に残っていた。教授会の開会を宣して議事を進めようとした田内医学部長が、その事に気付き検査部教授の退席を促すということがあった。些細なエピソードと多くの教授は考えたかもしれないが、筆者はそのとき急ぎ退席する検査部教授の表情を忘れることができない。

阿多、竹島二教授のうち、阿多は医真菌研究施設教授であり、二教授の復権問題の解決に乗り出す前に、研究施設及び病院教授と講座教授との間にあるこのような差別の撤廃が必要と判断した。勿論、二教授問題と関係なく、このような管理運営上の教授間の差別の存在は好ましいことではないが、教育・診療上の不利益処分に対して人事院に提訴している二教授の問題解決の前に、それ以外の不利益、不平等をなくしておいた方が問題解決を容易にするであろうと考えた。医学部長就任直後に行ったその差別撤廃の学部長提案は、教授会において全く異論なく、全会一致で承認された。

## (二) 医学部紛争正常化の実現

医学部長就任後、早速人事院に赴き、公平局主席審理官と面会し、教育・診療上の不利益処分に対する行政措置

要求を人事院に提訴したままの状態が続いている、二教授問題の解決方法について相談した。この種の案件について経験豊富な主席審理官は、あくまで解決法の一般論としながらも、次のような手続が望ましい旨を示唆した。それを要約すると次のようになる。①提訴者が人事院への提訴を取り下げ、これまでの言動と態度に対する謝罪ないし反省の表明を誠意をこめて行うならば、提訴者と対立する組織の関係者が復権を認めるという環境を整える。②そのような環境が醸成されたら、提訴者が表明する謝罪ないし反省文の文案が、対立する組織の関係者が了承し得るものであることを確認する。それがなお十分と判断されない場合は、了承可能な文案を作成すべく両者が努力する。③このような準備を経ることにより、相互の疑心暗鬼を除き、提訴者からの提訴を取り下げ、謝罪ないし反省文の提出を行う。④それを受けて、対立者側のそれぞれの機関で、提訴者の復権に関する審議を行い、復権の最終合意を行う。

この示唆に従い、早速教授会と運営協において、この二教授復権への手続の基本方針について説明を行った結果、教授会ならびに運営協に委員を出している五者協各層は理解を示し、前述のとおり手続が進めば、二教授の復権の承認が得られる確度が極めて高いとの心証を得ることができた。その協議の過程で、教授会だけでなく、医学部全構成員が、昭和四十二年四月の小児科学教授選考に端を発した医学部紛争の解決が遅延し、既に九年を経過しても正常化への道筋すら見えてこないことに、焦燥感を通り越して絶望に近い気持ちを抱いていることを感じとった。それだけではなく、すべて手探りの状態で解決の方途を模索する筆者への期待感もひしひしと感ずることができた。

二教授復権を可能にするための環境作りに一カ月半余りを要し、昭和五十一年五月半ば、最初に阿多に解決のための基本方針を説明し、人事院への提訴の取り下げと謝罪ないし反省文の提出を要請した。その結果、筆者の話

理解し、二つの件の実行を約束した。そのときの話し合いでは、研究施設教授と講座教授の差別撤廃が、阿多の理解を得るのに大きな役割を果たしたと感じた。昭和五十一年六月十日、人事院主席審理官から電話があり、阿多教授が提訴を取り下げたこと、医学部長の尽力に対する感謝、残る竹島教授の件についても円満解決を願いたい旨の要望が伝えられた。

次いで、竹島にも同様に解決のための基本方針を説明し、人事院提訴の取り下げと謝罪ないし反省文の提出を要請した。竹島の場合は、阿多と違い、直ちに相互理解に到達するわけにはいかなかった。提訴を取り下げ、謝罪ないし反省文を提出しても復権が果されず、村八分の状態に据え置かれるのではないかとの猜疑心からの解放が先ず必要だと感じた。そこで、医学部長と本人に加えて人事院主席審理官が同席する三者会談を企画した。幸いにして、主席審理官も筆者の意図を理解し、昭和五十一年六月二十二日に竹島教授室で会談が行われた。名古屋大学本部の人事課長も立会った。この会談により、本人の理解も深まり、人事院への提訴の取り下げと謝罪ないし反省文の提出を約束した。しかし、その文案についてなお紆余曲折があった。本人は、謝罪するということは非を認めることになるので、自分が容認できる表現には限界があると主張した。この誤解を解くのに再び人事院主席審理官の助けを借りることにした。竹島に筆者の研究室に来てもらい、筆者の目前で、主席審理官と本人の間で電話にて文案の骨子をつめる作業をしてもらった。その後、六月二十八日午前に文書の提出があり、人事院への提訴の取り下げも実行された。

二教授が、人事院への行政措置要求の提訴を取り下げたこと、医学部紛争の原因となった一連の経緯に対する自省的内容からなる声明書を提出したことを受けて、昭和五十一年七月二十二日に臨時教授会を開催し、二教授の復権について審議を行い、医学部長の提案どおり全会一致で復権を承認した。そして、医学部構成員の理解を求める



べく医学部教授会の声明文を発表した（注『名古屋大学五十年史 部局史』七〇二―七〇三頁、『稿本名古屋大学医学部百拾五年史』七二―七三頁）。

その後、運営協をはじめ、すべての学内各層の求めに応じて、事実経過と二教授復権の意義について説明を行い、理解を求める努力を傾注した。昭和五十一年十二月十五日の運営協において学内各層の最終合意が確認された。それを受けて、十二月二十二日の教授会終了後、懇親会を開催し、二教授を招いて復権の決定を伝えた。ついで、二教授より、これまでの経緯についての反省、復権措置に対する教授会への感謝、今後のそれぞれの専門領域における教育・研究上の決意が述べられた。筆者は、二教授の復権の実現は、形式的には医学部紛争の解決ということができ、真の意味における完全な正常化の実現は、九年に及ぶ医学部紛争の及ぼした図り知れないマイナスの影響からの回復を待たなければならぬと述べた。そのためには、教授会全員の今後の一層の努力が必要であることを強調した。

医学部長就任後四カ月足らずで二教授復権を認める教授会決定が得られ、さらに五カ月を経て全医学部構成員の合意のもと医学部紛争の完全解決が実現し、二教授を交えて行った昭和五十一年十二月二十二日の教授懇親会は、筆者の生涯の中で最も大きな感激と喜びに満ちたものであった。高揚した気分のため、感激と喜びと共に、将来への発展への決意を所感として発表した（注『名大醫學部学友時報』三二四号、一九七七年一月二十二日）。そして昭和五十二年一月十五日の大学評議会で、医学部紛争正常化について報告した。先に述べたように大学評議会は、二教授の分限免職上申（昭和四十三年八月十七日）を受けて長期間の審議の結果、二教授は処分に相当しない旨決定した（昭和四十七年三月三十日）。医学部紛争正常化の事実の報告と評議会に多大の迷惑をかけたことへの謝罪を簡潔に淡々と述べたが、他学部評議員の反応は冷静で、その間に流れた年月の長さを感じた。

### (三) 医学部長（二期目）の任を終えて

前に述べたように、昭和五十一年四月から二年間の筆者にとつては最初の医学部長任期は、医学部紛争正常化を第一の目標にかかげ、退路を断つ思いで、その任を引き受けるときに一期限りの約束をした。医学部紛争正常化を果し、任期の終りに近づき、後任医学部長の最適任者として、筆者と二人三脚で当時附属病院長として医学部紛争のみならず懸案の諸問題の解決にあたつて指導的役割を果たしてきた、内科学第一講座の祖父江逸郎教授を考えるようになった。部局長選考内規による全員投票結果でも同教授の支持が圧倒的に高く、気楽な気持ちで教授会に臨んだ。ところが、第一回目の投票では第一位祖父江教授、二票差で第二位八木國夫教授（生化学第一講座）となった。一回目の決定条件である三分の二を占める候補がないため、上位二名について第二回目の投票を行った結果、同票になった。新選考内規を作成するときにはそのような事態は想定せず、規定は作らなかつた。教授会を中断して、事務局に他大学の学部長選考規定を調べてもらったところ、同票の場合は、年長者にするところもあれば、年少者にするところもあつた。いづれにせよ、二名同票という結果が出てから、年齢等の条件による規定を後から作ることはできないので、一週間後、議論を尽くして再投票することにした。

一週間後のその日、徹底的に議論を行い、できれば全教授から意見を述べてもらった後、筆者も率直な意見を述べるつもりで教授会に臨んだ。開会を宣するや、多くの若手教授がこもごも、率直な意見を述べた。多くの意見に共通する考えは、次のようなものであつた。①医学部紛争正常化を果たしておよそ一年後の今、医学部紛争発生の一因とも考えられた派閥次元の動きが、教授会内にお存在するが如き疑念をもたれることは絶対に避けなければならぬ。②医学部紛争発生と選延化に何らかの役割を果たしたのではないかとの疑念を全く持たれることのない

人物を選ぶべきである。また、名指しで適・不適の意見も多く出た。このような議論を経て、投票を行い、十票差で祖父江が選出された。筆者自身は、医学部紛争が発生した頃の教授会の雰囲気や如何なる議論が行われたのかなどについて知る立場になかった。教授会が終わったとき、洩れ聞かされてきたものが事実ならば、今の教授会はそれとは革命的变化を遂げているという実感に浸った。

#### (四) 医学部紛争正常化後の発展

祖父江医学部長（昭和五十三年四月一日―五十五年三月三十一日）の任期終了後、飯島宗一教授（病理学第一講座）が医学部長に就任した。飯島は、二期八年間の広島大学長の任期を終えた後、昭和五十三年三月に名古屋大学医学部病理学第一講座教授として着任した。前任の宮川正澄教授の停年退職後、七年十一月余の教授空席後の教授就任であった。飯島医学部長は、任期途中の昭和五十六年七月、石塚直隆名古屋大学総長の後を受けて第八代総長に就任した。その後任医学部長として、筆者が再び選任され、昭和六十年七月まで二期四年間その任に当たることになった。

医学部紛争の完全解決後、停滞していた医学部、附属病院及び分院の整備、充実が大幅に進展した。その主なものは、懸案の第二医系キャンパスとしての大幸地区に、四つの医学部附設学校を中核として医療技術短期大学部を創設・移転したこと、狭隘な施設のために苦しい運営を続けていた東区東桜にあつた分院の新築・移転が成つたことである。これらと共に大幸地区に創設を予定していた歯学部の大規模な概算要求は、文部省の認可を経て設置寸前までいき、大いに喜んだが、日本歯科医師会の反対に会い頓坐した。一時は残念に思つたが、開業歯科医師の増加が社会

問題化している昨今の情勢を見ると、却つてよかつたと思ひ直している。分院では新築移転に連動して、以下述べるように教授と助教授席の新設が進んだ。分院内科教授（昭和五十一年度）、分院検査部助教授（五十三年度）、分院外科教授（五十七年度）、分院整形外科助教授（五十八年度）。

鶴舞地区の講座、研究施設、診療科等の整備も大幅に進展した〔注『名古屋大学五十年史 部局史』七〇五―七〇六頁、『稿本名古屋大学医学部百拾五年史』七六一―七七頁〕が、その詳細は割愛し、医学部紛争正常化後十年間（昭和六十一年度まで）に新設された項目のみを以下に列举する。老年科学講座（昭和五十三年度）、免疫学講座（昭和五十五年度）、無菌動物研究施設第一部門教授（昭和五十五年度）、病院薬剤部教授（昭和五十七年度）、病院高気圧治療部教授（昭和五十七年度）、病院救急部助教授（昭和五十七年度）、胸部外科学講座（昭和五十八年度）、病態制御研究施設分子病態研究部門（昭和五十八年度）、病院輸血部助教授（昭和五十八年度）、神経内科（昭和五十九年度）、動物実験施設（昭和五十九年度）、臨床検査医学講座（昭和六十年度）、形成外科（昭和六十一年度）。

## 六 結びにかえて

総合大学としての名古屋大学は、昭和十四年四月一日に名古屋帝国大学として発足した。創立五十周年記念事業の一つとして『名古屋大学五十年史』の作成が計画され、昭和六十年一月に名古屋大学史編集委員会が、同年四月に名古屋大学史編集室が発足した。そして、『名古屋大学五十年史 部局史』（全三巻）が平成元年十月に、『写真集 名古屋大学の歴史 一八七―一九九一』が平成三年十二月に、『名古屋大学五十年史 通史』（全二巻）が平

成七年十月に刊行された。筆者は、初期から名古屋大学史（医学部）編集委員長を務め、部局史作成の目途がついた頃、前編集委員長江藤恭二教育学部教授の後を受けて、編集委員長として写真集、通史の編集に携わり、平成四年四月に総長に就任したため篠田弘教育学部教授と編集委員長を交代した。前に述べたように、部局史および通史の中に医学部紛争について記述された。また、本稿の冒頭で述べたように、医学部紛争は、名古屋大学医学部の前身校を含めて一四三年の歴史上最大の紛争事件である。再びこのような紛争事件を起こさないために、医学部紛争の詳細な歴史的事実の記録と、その関係資料の収集・整理・保存が必要と考えた。医学部紛争はその後の大学運営の反面教師であり、その関係資料は反面教師的材料の宝庫でもあると考えたのである。

平成七年十月に『名古屋大学五十年史 通史』が刊行された後、「名古屋大学史編集室」は平成七年度をもって閉じ、平成八年度から「名古屋大学史資料室」（現在の「名古屋大学文書資料室」として再出発することとなった。そこで、総長提案として、いろいろの立場で医学部紛争にかかわった人たちに集まってもらって懇談することから始めた。それが「医学部紛争」に関する懇談会で、集まってもらったのは、山田鏝一法学部名誉教授（紛争当時、法学部評議員、二教授問題の調査委員長）、井上俊医学部名誉教授（紛争当時、評議員）神谷昭典（紛争当時、医学部助手、教職組及び五者協幹部）、村地俊二県立看護短期大学長（紛争当時、助教授、教職組組合長）、山田信也医学部名誉教授（紛争当時、医学部講師、教職組及び五者協幹部）である。その後、名古屋大学史資料室が招集する形で、第一回が平成八年七月三十日、第二回が平成九年二月十三日、第三回が平成九年七月三十日に開催されたが、筆者の総長任期が終るとともに立消えになった。思うに、この懇談会を提案したとき山田鏝一名誉教授は停年退職後九年余、井上名誉教授は十三年余を経過しており、余りにも長過ぎる時間が経過していた。また、紛争当時、審査する側とされる側、大学の管理機関にいた者と医学部の抜本的民主化のために戦った者、という立場の違

いにより、関係資料の取り扱いに関する考え方に根本的相違があった。そして何よりも、今にして思えば、筆者からの総長提案の真意が十分伝わらなかつたのではないかと反省している。本回顧録執筆の動機もこの反省と無縁ではない。

医学部紛争により医学部細菌学教室の責任者不在という異常事態が起き、その対応策として、西ドイツのギーゼン大学に留学中の筆者は、細菌学教室および医学部からの矢の催促により帰国して以後、医学部細菌学教育の充実と細菌学教室の再建に携わった。昭和四十三年十月末のことで、年齢三十八歳であった。二年間の非常勤講師を経て、名古屋大学医学部助教、教授に就任以後、焦眉の急を要した医学部紛争の正常化と医学部改革に全力を傾けることになった。医学部紛争の正常化と医学部改革を成就できたのは、教授会および医学部全組織構成員の正常化と改革にかける熱意と期待に基づく協力の賜であった。その後の医学部教授としての自らの人生を振り返ると、いろいろの選択肢があり得たと思うが、医学部長三期と総長就任への道を辿ることになった。その道は、ギーゼンからの帰国が出発点であり、一本の連続したものであるように自分には思われる。その意味では、医学部紛争正常化と医学部改革の仕事が人生を決めたように思う。もつと、率直に言えば、それらが人生を変えたと思う。

昭和五十一年四月、医学部長に推され、退路を断つもりで一期限りという条件で引き受けたが、医学部紛争正常化という失敗の許されない問題解決の手續きについて思い悩んだ。そのとき、二教授の不利益処分の行政措置要求の提訴先である人事院の知恵を借りることにした。その結果、予想外に早く解決への手掛りをつかむことができた。今から振り返ると、竹島教授室での筆者、人事院公平局主席審理官、本人の三者会談が医学部紛争正常化への道程の山場であった。事が成り、「すべて求むる者は得、たずねる者は見出し、門をたたく者は開かるるなり」や「索めずんば何をか獲ん（不索何獲）」という先人の教えが改めて胸にしみとおるのを感じた。

医学部紛争は昭和四十二年の小児科学教授選考に端を発したが、当時の医学部教授会には、それ以前の多くの教授選考で、それぞれ別々の候補者を推すいわゆる派閥次元の抗争があったとの詳細な論稿もある（注 神谷昭典著の前掲書）。小笠原教授の主宰する細菌学教室に学生時代から出入りし、助手、講師として昭和三十四年四月から三十八年八月まで在籍し、その言動を見聞きした筆者は、この論稿の記述内容を否定することはできない。派閥次元で行われた教授選考が大学の運命を危殆に瀕する状況に陥れることは歴史が証明した。この事実を反面教師として、教授選考内規を一新し、学部運営方式も抜本的に改革した。

筆者は、昭和二十五年四月に名古屋大学医学部に入学してから、平成二十一年十二月に愛知医科大学理事長を退任するまで、途中紆余曲折があったが、およそ六十年を大学で過した。多くの大学では、過去も現在も、学部運営の最高決定機関は教授会である。教授会運営が、教育・研究、人事、予算、管理運営、将来計画等大学の抱えるすべての課題について、公正に、理想的に、誤りなく、行われるならば、発展が期待できよう。しかし、教授会内の一部のよこしまな欲望と動機などにより、学部運営が歪曲されるならば、再び医学部紛争の如き事態の発生があるのではないか。筆者のおよそ六十年間の大学生活の経験から、教授会を教育・研究に専念する組織と位置づけることとして、人事、予算、管理運営、将来計画等大学、学部の命運を支配する事項の審議、決定方法を根本的に再検討することが不可欠であると確信するに至った。そのためには、わが国だけでなく、諸外国の主要大学の事例についての詳細な分析を基礎にすべきだと思ふ。このことは、筆者の大学生活晩年に果たし得なかつた目標でもあった。

